

## 板橋区ユニバーサルデザインアドバイザー設置要綱

平成29年6月27日区長決定

### (設置)

第1条 東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進基本方針（平成28年6月制定）に基づき、ユニバーサルデザインアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

### (職務)

第2条 アドバイザーは、次の各号に掲げるに事項について、区が指定する時間及び場所において、助言をするものとする。

- (1) ユニバーサルデザインに配慮した公共施設整備に関する事項
- (2) ユニバーサルデザインに配慮した事業の実施に関する事項
- (3) その他、ユニバーサルデザインに関し必要と認められる事項

### (委嘱)

第3条 アドバイザーは、ユニバーサルデザインについて専門の学識を有する者のうちから区長が委嘱する。

2 委嘱するアドバイザーは1名とする。

### (委嘱期間)

第4条 アドバイザーの委嘱期間は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

### (謝礼及び支払方法)

第5条 アドバイザーに対する謝礼は、予算の範囲内で支払うものとし、支払方法は、勤務した月の実績により計算した総額を翌月に支払う。

### (守秘義務)

第6条 アドバイザーは、職務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

### (解職)

第7条 区長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 自己の都合により、解職を申し出たとき。
- (2) 心身の故障等の理由により、職務の遂行に支障があると認められるとき。
- (3) アドバイザーとしてふさわしくない行動があったとき。
- (4) 前条の規定に違反したとき。
- (5) その他職務の遂行に必要な適格性を欠くと認められるとき。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。